

第29条 指定介護予防短期入所生活介護事業者施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施

2 ュ指定介護予防短期入所生活介護事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

一 介護予防短期入所生活介護計画

二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第11条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第21条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(入所者の病状急変等の救急時対応)

第31条 施設は、入所者の病状の急変に備えるため、その対応方針を定めなければならない。

2 緊急時の受入先病院(24時間体制)は、協力医療機関である医療法人済恵会 須藤病院とする。

4 緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法は、先ず電話(配置医師携帯電話含む)で連絡を行い、その病状等を説明した後、速やかに入所者情報書(急変時の日時、その場所、意識の有無、嘔気の有無、頭部打撲の有無、転倒の場合にはその部位、体温、血圧、脈拍、酸素濃度、日々の状態(麻痺の有無、拘縮の有無、会話が出来るか 他を記載する)を作成して、それら関係書類を持って、救急車で須藤病院に入所者を搬送する。その際、当該職員が同行する。

## 第7章 雑則

(改正)

第32条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

### 附則

この規程は、平成18年7月12日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月28日から施行する。

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

この規程は、平成30年6月7日から施行する。